

高知市子育て支援企業認定促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立支援に関する企業の取組を促進し、若者の企業定着及び出生数の増加を目的として、国及び県が実施する子育てサポート企業の認証又は認定（以下「認証等」という。）を受けた事業者に対し、高知市子育て支援企業認定促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる認証等)

第2条 助成の対象となる認証等は、次に掲げる認証等とする。ただし、令和7年4月1日以後に受けた認証等であって認証等の日から6か月以内のものに限る。

- (1) 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度における男性育休推進部門（以下「男性育休推進」という。）の認証
- (2) 厚生労働大臣の「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」及びそれらの「プラス認定」（以下「くるみん等」という。）のいずれかの認定

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、市内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する企業、法人及び団体とする（国及び地方公共団体を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 本市の市税を滞納しているとき。

(助成金額及び助成限度回数)

第4条 助成金額は予算の範囲内において別表に定めるとおりとし、助成回数は助成対象事業者1者につき同表に定める認証等の種類ごとに1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、高知市子育て支援企業認定促進助成金交付申請兼請求書（様式第1号）に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定及び助成金額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、高知市子育て支援企業認定促進助成金交付決定兼助成金額支払通知書（様式第2号）により当該申請をした助成対象事業者に通知するとともに助成金を交付するものとし、適当でないと認めたときは所定の子育て支援企業認定促進助成金交付却下通知書により当該申請をした助成対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市子育て支援企業認定促進助成金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定及び助成金額の確定はなかったものとみなす。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 助成金に係る認証等が、認証等時に遡って取り消されたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第6条第1項に規定する交付決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の子育て支援企業認定促進助成金交付決定取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第11条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

認証等の種類	男性育休推進	くるみん等
助成金額	10万円	30万円